

# 令和7年度 部活動規定

京都市立朱雀中学校

## 【生徒用】

### 1. 目的

- ① 技能の向上だけでなく、体力の向上や健康な体づくりを目指す。
- ② 仲間と活発なコミュニケーションを図り、学習では見られない仲間の長所や短所を発見し、豊かな学校生活につなげる。

### 2. 活動時間と注意点

#### ① 平日活動

- ・活動時間は2時間程度を原則とする。
- ・活動時間は以下の通りとする。

活動終了	16:50
完全下校	17:00

- ・ミーティングは活動日の時間内に行うこと。
- ・午前授業時は、一度下校し、原則14:30に登校とする。

#### ② 休日活動

- ・活動時間は3時間程度を原則とする。
- ・土、日、祝日、長期休業中は、活動時間は9:00～16:00、完全下校16:15とする。  
活動準備をする場合は、練習開始15分前からとし、顧問の先生の指導の下、準備に当たる。
- ・校舎への出入りは、活動に必要な物品の搬出・搬入(顧問の先生付き添い)以外は校舎内へは立ち入らないこと。
- ・登下校の時の出入りは、西門からすること。
- ・トイレは西校舎の音楽室横のトイレを使用する。
- ・西校舎・体育館の鍵の管理は原則顧問の先生が行う。
- ・休日であっても携帯電話の部活動への持ち込みは禁止とする。やむを得ない事情があり必要な場合は各部活動顧問と事前に相談する。

#### ③ 活動休止

- ・次の場合は活動を休止する。

・本校の定期テスト1週間前およびテスト当日（最終日は除く）
・学校行事の前日・当日などで支障があると考えられる日
・職員会議・学年会等の会議日
・校内研修会・支部研修会等の研修日
・入学式および卒業式の前日・当日
・体育大会および文化祭の前日・当日
・新入生歓迎会および3年生を送る会の前日
・離任式当日
・夏季リーダー講習会当日
・朱雀学区民体育祭
・気象状況や健康安全上避けた方がよい場合、その他突発的事態が生じた場合

\*ただし公式戦または校内行事などがあり、全顧問の先生が了解した場合は1時間程度活動が認められる。

#### ④活動停止

- ・次の場合は、活動を停止することがある。

- ・この規定が守られなかつた場合。
- ・その他、問題が生じた場合。

### 3. 活動場所

- ・その年度に決められた活動場所、ミーティング教室、更衣場所を使用する。
- ・壬生グラウンド（サッカー部以外が使用したい場合）、本校グラウンド、体育館は各部活動の顧問の先生が決める。
- ・更衣場所は 男子1・2年：プレイルーム 3年：学習室3  
女子1・2年：体育館更衣室 3年：学習室1  
※カギは最後の人が必ず閉めて、職員室に返却してください。

- ・また雨天時は西校舎とミーティングに割り当てられている教室のみトレーニング等部活動に使用しても構わない。その際はスリッパではなく体育館シューズを履いても構わない。どちらの場所を使用するに当たっても安全面の配慮から必ず顧問が練習に立ち会うこと。

### 4. 休養日

- ・平日1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。  
なお、平日の休養日は原則毎週木曜日とする。
- ・また、大会等で土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は休養日を他の日に振り替える。

### 5. 服装

- ・体育部の服装については、体操服、各部活動で定められた服装、ユニフォームで行うこと。  
購入については、保護者の方と相談をすること。
- ・部活動によって公式戦参加にユニフォームを着なければならない場合や体操服を着て参加できる競技もある。
- ・高価なものは使用しない。
- ・バレーボール部、サッカー部、バスケットボール部のユニフォームについては学校で管理する。
- ・部活動の服装や用具をもらったり譲ったりする場合は、自分たちだけでせず、保護者の方に直接してもらうこと。

### 6. その他

#### ○部活動引退後

- ・本人が参加を希望する場合、3年学年と顧問とよく協議し、活動を認める場合もある。

【例】入試で実技が必要である場合・スポーツ推薦等で高校でもその競技を続ける場合・顧問が部活運営上、必要であると判断した場合

- ・卒業生の部活動参加については顧問の許可なく参加はできない（平日は認めない）

#### ○退部をする場合の流れ（年度内に部活動をやめる・別の部活に入るなど）

- ① 学級担任（1年生は学年教員）に相談
- ② 部活動顧問に相談
- ③ 担任（1年生は学年教員）か部活動顧問から退部届を受け取る
- ④ 退部届を提出する